

厚生労働省 健康・生活局食品監視安全課  
堀岡伸彦 食品健康被害情報管理室長  
片桐 達 指導係長

2024年12月「母と子の絆～カネミ油症の真実」・「へその緒プロジェクト」合同で、6回目より「カネミ油症被害者救済プロジェクト」として、「要請書」をお送りして参りました。今回が9回目となります。

2026年6月5日(金)までにご回答いただきたく、お願い申し上げます。

今回は、すべてのカネミ油症被害者救済を目的とする「カネミ油症被害者救済プロジェクト」から、『五つの提言』をお伝えします。

- ① 「カネミ油症の診断基準＝認定基準」(現行)を破棄し、すべてのカネミ油症被害者を救済すること。

◆ダイオキシン類の血中濃度(塩化ジベンゾフラン)が50ピコグラム以上である。

◆昭和43年(1968年)12月31日現在、カネミ油症被害者と同居していること。

と定めているが、この基準自体「法的根拠がなく」、厚生労働省と全国油症治療研究班(九州大学 主管)との長年(カネミ油症発覚当時から)に渡る”癒着“により、”既成事実“とされた。この認定基準を速やかに破棄し、新たなカネミ油症被害者の”定義“を決めることを提言する。

定義の基本は、シンプルだ。ダイオキシン類が混入した「カネミ倉庫製ライスオイル」を食べた本人及びその子、孫において、カネミ油症の症状が見られる被害者はみな、補償と医療費負担を国(厚生労働省)が行うことを要求する。

- ② 今後「食品衛生法」に従い、カネミ油症は「食中毒」として行政的対応を行うことを要求する。

カネミ油症は、発生当初は「食品衛生法」に定める「食中毒」事件として、カネミ倉庫の査察、営業停止措置が行われていたが、間もなく各自治体に対し、”独自の基準“で対応するように指示が出ていた。「食品衛生法」を逸脱した国の”過誤“を今こそ改める時である。

- ③ 「カネミ油症」の重症被害者の在宅検診を実施せよ。

カネミ油症事件発生以来、重症で寝たきりの方や化学物質過敏症を併発している被害者は、検診会場や病院に行く”過敏症“等を発症するため、出かけることはできない。

「訪問検診」「在宅検診」を厚生労働省や油症治療研究班を60年に渡って重症被害者の救済を怠ってきたのは、国による不作為である。

④ 「カネミ油症被害者」の「へその緒」研究の再開・推進を要求する

ダイオキシン類を摂取した母親からへその緒を通じて子に毒性が移行すること、父親精子由来によっても同様であることが明白となっている。

過去の油症治療研究班の報告(「福岡医学雑誌」2009年5月)及びカネミ油症被害者救済プロジェクトが行った”へその緒分析結果”からも明らかな事実である。

次世代の健康被害を認識している国(厚生労働省)にとって、「へその緒検査」の実施と分析は、今日最も有効なので、速やかに実施するための取り組みを要求する。

⑤ 厚生労働省は、カネミ油症被害の広宣と被害者の検診結果活用を実施せよ。

- 1) カネミ油症被害の実態を広宣するための映像を作成し、文部科学省と連携し、全国の小・中・高校に配布し、視聴することを提唱する。そして視聴後の感想文を募集し、さらに広宣活動に生かす。
- 2) 「カネミ油症検診」結果(担当医師による診断)を全国の保健所と共有し、「カネミ油症が『食中毒』であること」を被害者救済に資することを要求する。

さらに、

⑥ 「カネミ倉庫の医療費未払い」の件。

前回の回答(4月24日)の中で、

「**カネミ油症患者に係る医療給付費の取扱いについては、カネミ倉庫による国民健康法第64条上の第三者行為に該当することから、保険者において第三者行為に伴う損害賠償金として調定し、債権管理を行っている認識です。**」とあり、当方としては、

- 1) カネミ油症患者の医療給付費(自己負担分を含む全額)は、カネミ倉庫が負担する
  - 2) 当該自治体が公的負担している医療給付費(長崎県五島市の場合、24億円余)について、国は関知しない
- という理解でよろしいでしょうか? ご回答をお願いします。

⑦ カネミ倉庫加藤大明社長は、2024年1月～2026年1月までに「三者協議」を連続5回欠席されており、義務を果たしていないばかりか、「三者協議」の実質的議論が停滞していると”憂慮”に堪えません。

また当プロジェクトの取材では、

加藤社長は、

「いずれカネミ倉庫の経営が立ち行かなくなる可能性は高く、そうなった場合には、“寄付”という形で、被害者への一時金(現在年5万円)と医療費負担(自己負担分)は支払うつもりでいる」と述べたことが、確認されています。

改めて回答を求めます。

- 1) カネミ倉庫加藤大明社長の「三者協議」(6月20日)出席を求めることはするか？
- 2) カネミ倉庫が倒産、自主解散することが喫緊の可能性があると判断し、カネミ油症被害者救済のため、国の今後の方針を示してください。

2026年5月18日

カネミ油症被害者救済プロジェクト

共同代表 稲塚秀孝

藤原寿和